

新型インフルエンザの発生を想定した初動対応の確認訓練

議事次第

【日時】平成26年4月15日(火) 17時30分～50分

【場所】省議室

【司会進行】結核感染症課長

【対象者】厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部における以下のメンバー：本部長（厚生労働大臣）、本部長代理（副大臣、大臣政務官）、副本部長（事務次官、厚生労働審議官）、本部員（局長級）、事務局員

第1部

大臣の挨拶

新型インフルエンザ発生時の初動対応・本訓練の説明

第2部

- ・厚生労働大臣からの冒頭指示
- ・発生状況の説明（健康局長）
- ・専門家の知見（新型インフルエンザ専門家会議 岡部座長）
- ・各局における対応
（医政局長、医薬食品局食品安全部長、国立感染症研究所長）

第3部

- ・厚生労働大臣からのまとめの言葉

【本訓練の目的】

1. 本部員・事務局員が、厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部や、新型インフルエンザ発生時の組織（班体制）を知ること。
2. 本部員・事務局員が、新型インフルエンザ発生時における省内の初動対応の基本的な流れを知ること。

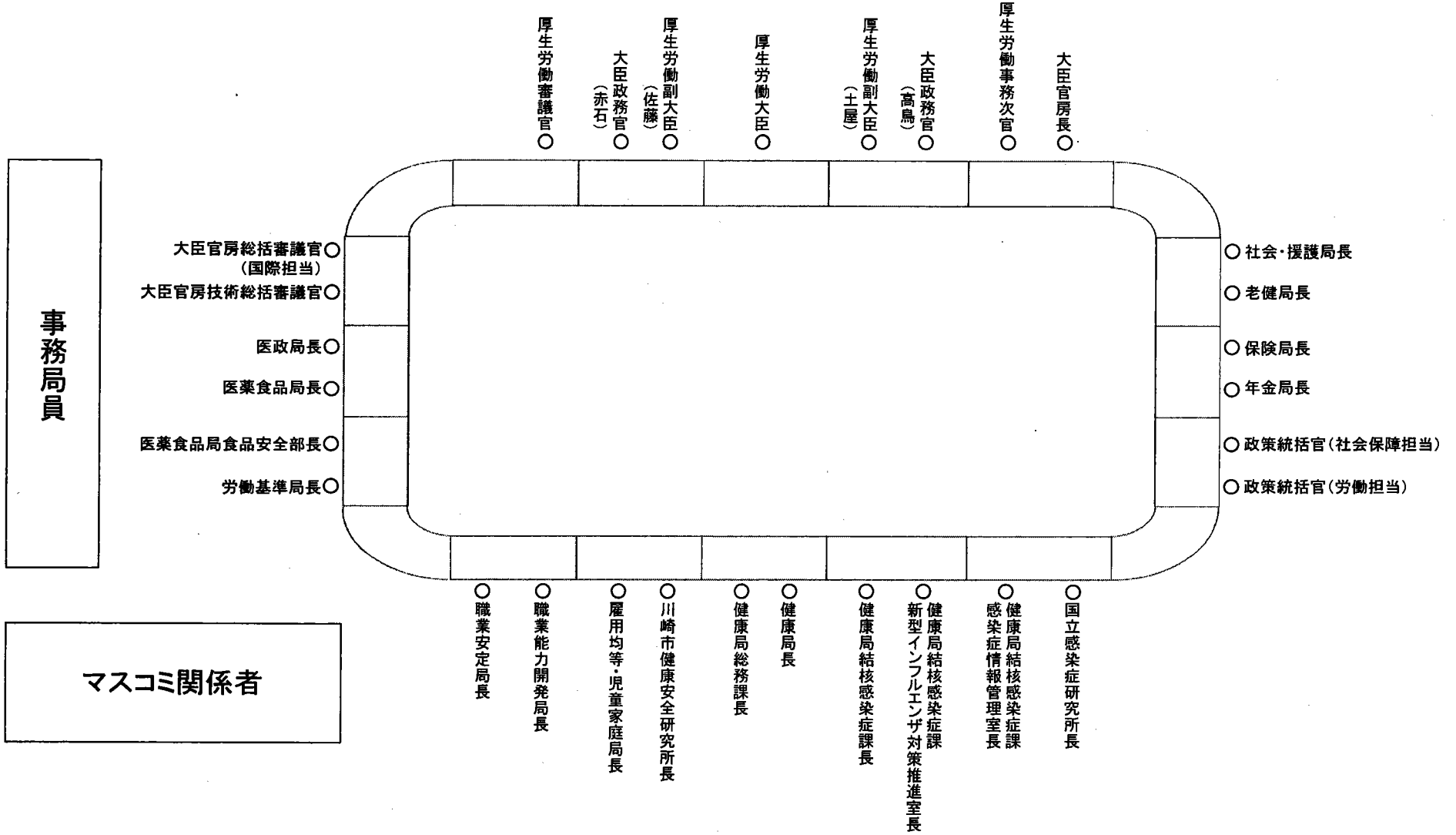
資料一覧

- 資料 1 厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部設置規定
- 資料 2 厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部 組織図
新型インフルエンザ等対策推進本部事務局名簿
- 資料 3 新型インフルエンザ発生の判断・公表の基本的な流れ
- 資料 4 インフルエンザ A(H9N2)ウイルスの発生状況について

- 参考資料 1 2009 年新型インフルエンザ A(H1N1)発生初期の
出来事と対応

厚生労働省新型インフルエンザ等発生時の初動対応確認ドリル 座席図

日時：平成26年4月15日(火)17:30～17:50
会場：厚生労働省 省議室(9階)



厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部設置規程

平成17年10月28日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。以下同じ。）の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、厚生労働省に厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

- 第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
 - 3 本部長代理は、副大臣及び大臣政務官をもって充てる。
 - 4 副本部長は、事務次官及び厚生労働審議官をもって充てる。
 - 5 本部員は別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、本部員を追加することができる。
 - 6 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

- 第3条 本部を補佐するため、本部に幹事会を設置する。
- 2 幹事会に、幹事長、幹事長代理及び幹事を置く。
 - 3 幹事長は、健康局長をもって充てる。
 - 4 幹事長代理は、大臣官房技術総括審議官及び大臣官房審議官（健康担当）をもって充てる。
 - 5 幹事は別紙2の職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要であると認めるときは、幹事を追加することができる。
 - 6 幹事長は、新型インフルエンザ等に関する国際会議への対応を含めた国際対応強化のため、幹事長の下に新型インフルエンザ等国際対応チームを設置する。

なお、新型インフルエンザ等国際対応チームに関する設置要綱など運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(外部機関の参加)

第4条 本部及び幹事会には、必要に応じ、独立行政法人国立国際医療研究センター等の外部機関の職員の参加を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部に新型インフルエンザ等対策推進本部事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員若干名を置く。

なお、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項に基づき厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表した場合は、事務局次長及び事務局員の増員など関係部局が連携して事務局体制を強化するとともに、国外発生、国内発生など流行状況等に応じて適宜拡充する。

3 事務局長は、健康局結核感染症課長をもって充てる。

なお、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項に基づき厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表した場合は、上記にかかわらず、幹事長が指名する者をもって充てる。

4 事務局次長及び事務局員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

5 事務局の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

(平成17年12月14日一部改正)

(平成18年 9月 7日一部改正)

(平成19年 1月30日一部改正)

(平成19年10月25日一部改正)

(平成20年 6月 9日一部改正)

(平成21年 4月 1日一部改正)

(平成21年 7月 1日一部改正)

(平成21年 8月 1日一部改正)

(平成23年 4月 1日一部改正)

(平成26年 2月26日一部改正)

別紙 1

大臣官房長
大臣官房総括審議官（国際担当）
大臣官房技術総括審議官
医政局長
健康局長
医薬食品局長
医薬食品局食品安全部長
労働基準局長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）
国立感染症研究所長

別紙2

大臣官房審議官（健康担当）
大臣官房審議官（国際保健担当）
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長
大臣官房総務課広報室長
大臣官房会計課長
大臣官房地方課長
大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
大臣官房統計情報部企画課長
医政局総務課長
医政局指導課長
医政局経済課長
医政局研究開発振興課長
医政局国立病院課長
健康局総務課長
健康局がん対策・健康増進課地域保健室長
健康局結核感染症課長
健康局結核感染症課予防接種室長
健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室長
健康局結核感染症課感染症情報管理官
健康局生活衛生課長
健康局水道課長
医薬食品局総務課長
医薬食品局審査管理課長
医薬食品局安全対策課長
医薬食品局血液対策課長
医薬食品局食品安全部企画情報課長
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
医薬食品局食品安全部監視安全課長
労働基準局総務課長
労働基準局安全衛生部労働衛生課長
職業安定局総務課長

職業能力開発局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

雇用均等・児童家庭局保育課長

雇用均等・児童家庭局母子保健課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

老健局総務課長

老健局高齢者支援課長

老健局振興課長

老健局老人保健課長

保険局総務課長

年金局総務課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

参事官（労働政策担当参事官室長併任）

国立感染症研究所感染症疫学センター長

国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長

厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部 組織図(案) H26年3月3日

※発生状況などに応じて臨機応変に班組織、人員や業務の編成を行う

本部

- ・本部長【厚生労働大臣】
- ・本部長代理
【副大臣、政務官】
- ・副本部長
【事務次官、厚生労働審議官】
- ・部員
【官房長、総括審議官(国際)、技術総括審議官、全部局長、政策統括官(社会保障)政策統括官(労働)、国立感染症研究所所長】

幹事会

- ・幹事長
【健康局長】
- ・幹事長代理
【技術総括審議官、審議官(健康)】
- ・幹事
【官房審議官(健康)、官房審議官(国際保健)、関係課室長他】

国際対応チーム

(官房審議官(国際保健) 国際会議等の出席)

事務局

- ・事務局長【結核感染症課長】
※発生時に幹事長が指名
 - ・事務局次長【新型インフルエンザ対策推進室長、感染症情報管理室長】
※発生時に幹事長が指名
- 基本的対処方針を踏まえた行動計画・ガイドラインに基づく対策の総指揮

統括班(班長: 結核感染症課長)
対策の指揮、各班の情報の統括、日報作成、経過記録

国会対応

技術的対策総括班

(班長: 新型インフルエンザ対策推進室長)

技術的な対策実行の総括、リスク評価

渉外グループ

広報班(班長: 広報室長)
国民への情報提供/共有、普及啓発、記者対応、コールセンター設置

官庁班(班長: 健康危機管理・災害対策室長)
内閣官房、他省庁の窓口
(内閣官房からのリエゾン含む)

国際班(班長: 未定)
WHO、諸外国政府、外務省等、国際案件の窓口、IHR対応、調査訓令

地域班(班長: 地域保健室長)
自治体への事務連絡等も情報発信のとりまとめ、自治体の連絡窓口

対策実行グループ

サーベイランス班(班長: 感染症情報管理室長)
発生状況の把握、サーベイランス実施、疫学的分析、積極的疫学調査、検査体制の整備(医療班と連携)
※初期は海外班と連携して海外の発生状況等の情報収集

医療班(班長: 指導課室長)
診療体制確立・維持、医療機関への情報提供、患者の治療・入院、接触者の対応(予防投与)、帰国者・接触者相談センター設置
医療費会計チーム(医療課)

ワクチン・医薬品班(班長: 予防接種室長)
ワクチンの確保、接種体制の整備(特定接種、住民接種)、供給、接種実施のモニタリング・安全性や有効性の評価、抗インフルエンザ薬等の医薬品確保・配備

公衆衛生班(班長: 結核感染症課経験者)
地域におけるまん延防止対策(臨時休業、外出自粛)、埋火葬

検疫班(班長: 検疫業務管理室長)
水際対策の実施、検疫所との連絡調整

総務グループ(結核感染症課総括補佐)

庶務班(班長: 結核感染症課補佐又は新型インフル室補佐)
職員配置・名簿の整備、執務環境整備(電話・ネットワーク等)、会議開催ロジ、職員の就労状況管理、発生国等への専門家派遣ロジ

会計班(班長: 会計課補佐又は班長)
会計に関する支援、予算執行、物品・装備の調達、職員の福利厚生

リスク評価

新型インフルエンザ発生判断・公表の基本的な流れ

厚生労働省健康局
健康局長

新型インフルエンザ発生
の
疑い情報の収集・
分析・精査

専門家の意見

新型インフルエンザ専門家
会議等の専門家の意見

新型インフルエンザ
発生
の条件に該当するか検討

感染症法(第6条7項)

厚生労働省新型インフルエンザ等
対策推進本部
厚生労働大臣

新型インフルエンザ
発生
の判断

感染症法(第6条7項)

厚生労働省新型インフルエンザ
等対策推進本部 事務局の強化

今回の訓練部分

新型インフルエンザ発生
の
判断に関する省内情報共有

厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進
本部 本部員への情報提供(本部員会議を
開催するいとまがない場合はメール等)

内閣総理大臣への報告
新型インフルエンザ発生
の公表

新型インフルエンザ等対策特別措置法(第14条)、
感染症法(44条の2第1項)

インフルエンザ A(H9N2)ウイルスの発生状況について

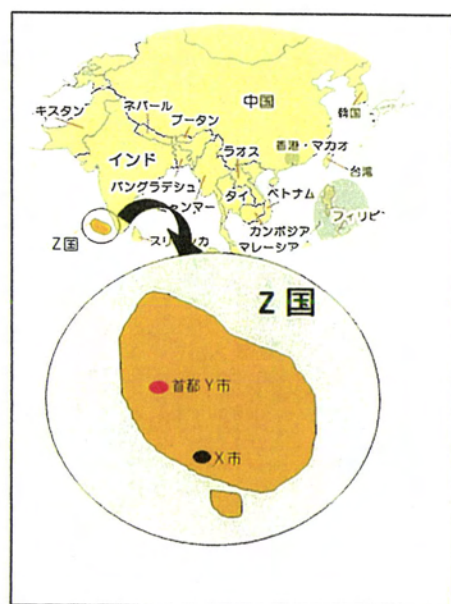
平成 26 年 4 月 15 日 17 時現在
健康局結核感染症課

経緯

1. 平成 26 年 4 月 15 日 10 時半：国際保健機関（WHO）より、アジアの Z 国において新たなインフルエンザ亜型 A（H9N2）ウイルスが分離されたとの報告。
2. 同日 16 時半：WHO 事務局長が、本状況を緊急委員会の結果を踏まえ、IHR に基づく Public Health Emergency of International Concern（国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態）に認定。

これまでに分かっている疫学的・ウイルス学的情報

1. Z 国の首都 Y 市と隣接する X 市で約 600 例以上（45 例の死亡者を含む）のインフルエンザ様症状を呈する患者。
2. 患者の大多数は若年層、重症例は 40 歳以下。
3. 遺伝子変異有り（ヒトからヒトへ容易に感染）。
4. 抗インフルエンザ薬（タミフル・リレンザ）への感受性あり（実験室レベル・臨床現場では不明）



2009年新型インフルエンザA（H1N1）発生初期の出来事と対応

4月24日	WHO公表(メキシコにおいて死亡者59人)
4月25日	情報収集・提供、相談窓口設置、検疫強化、関係省庁対策会議幹事会開催
4月26日	第1回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会開催
	内閣総理大臣の指示(情報収集、提供、水際対策、各省庁は諸対策にあたること)
4月27日	豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合
	関係省庁対策会議幹事会開催(政府対処方針の確認)
4月28日	WHOフェーズ4宣言
	厚生労働大臣が宣言 (メキシコ、アメリカ、カナダにおいて新型インフルエンザ等感染症が発生)
	新型インフルエンザ対策本部設置、第1回会合「基本対処方針」
4月29日	「新型インフルエンザに係る症例定義について」通知発出
4月30日	WHOフェーズ5に引き上げ
	政府対策本部幹事会開催政府開催(方針を継続する旨の確認)
	専門家諮問委員会設置
5月1日	新型インフルエンザ対策本部第2回会合
	新型インフルエンザ対策本部専門諮問委員会の設置
5月9日	検疫における最初の感染患者を確認(隔離・停留の実施)
	第2回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会開催
5月16日	神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認
6月12日	WHOフェーズ6引き上げ
8月15日	沖縄で国内最初の死亡者を確認
8月19日	厚生労働大臣が新型インフルエンザの流行入りを宣言